

(平成25年8月20日区長決定)

(令和7年1月31日一部改正)

板橋区スポーツ大使設置要綱

(設置)

第1条 板橋区(以下「区」という。)は、スポーツを通じて、シティプロモーション活動を行うことにより、区のスポーツ振興及び都市ブランドの向上を図るため、スポーツ大使(以下「大使」という。)を置く。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 区のスポーツ振興
- (2) 区のスポーツを通じたシティプロモーション活動
- (3) 区が実施する各種行事への協力
- (4) 区に有益な情報の収集及び提供並びに助言

(任期)

第3条 大使の任期は委嘱した日から起算し、原則2年目の年度の末日までとする。ただし、活動実績等を勘案し、任期満了の1月前までに板橋区長(以下「区長」という。)が特別に再任を認める場合は、任期を2年更新できるものとし、以後も同様とする。

(委嘱等)

第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体のうちから適当と認めるものを大使に委嘱する。

- (1) 区の出身者又は区にゆかりのあるものであって、オリンピック・パラリンピック・デフリンピック等の世界的大会に出場経験があるもの
- (2) 前号に掲げるほか、区の発展に寄与するもの

2 区長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 大使から辞退の申出があったとき
- (2) 大使としての適格性に欠けたとき
- (3) 第2条に規定する活動を2年以上行っていないと認められるとき
- (4) その他、区長が特別の理由があると認めるとき

(報酬等)

第5条 大使に対して、報酬及びその他費用は支給しない。ただし、区長が必要と認めた場合は、第2条に定める活動に対して、予算の範囲内において謝礼金を給付することができる。

2 区長は、大使の活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- (1) 区が作成する広報紙及びパンフレットなど
- (2) その他大使の活動に関し必要と認めるもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、区民文化部スポーツ振興課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和7年1月31日から施行する。